

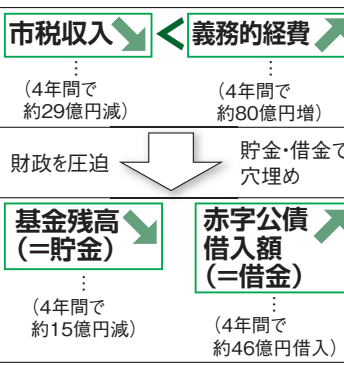
平成24年度予算 一般会計517億8千万円(前年度比3.2%、17億円の減)

一般会計予算の概要

景気低迷の長期化や欧州債務危機による円高の進行に加え、地震や台風などの自然災害の影響から、市税収入は、平成20年度決算以降4年連続で減収となる見込みです。

一方、支出の面では、社会経済の停滞や高齢化の進行により、生活保護費や保育園の運営費などの扶助費、また国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの特別会計への繰出金といった義務的な経費は、この4年間に80億円も増加しており、市の財政を圧迫しています(図1)。

平成20年度決算比 図1



このため、市では「持続的な行政運営に向けて 今われわれが果たすべき責任」をテーマに、将来世代に負担を先送りしないよう以下のポイントで予算編成を行いました。なお、平成24年度予算の詳細は、広報ひの5月1日号でお知らせします。

予算編成のポイント

- 歳入(収入)を確実に捕捉し、歳入状況に即した行政サービスの提供
- 市内部の削減努力を積極的に実施(職員給与、定員の削減など)
- 市民にとって真に必要なサービスの見極めと創意工夫による事業の実施
- 厳しい財政状況でも、負担(借金)の抑制と蓄え(貯金)の維持

市民の皆さまへのお願い

限られた予算の中で、行政サービスの大幅な見直しを行いました。市民のセーフティネット、真に必要なサービスを提供するために皆さまのご理解・ご協力を重ねてお願いします。

特別会計 総額480億4千380万円(前年度比3.7%増)

介護保険特別会計において、高齢者人口の増加に伴う保険給付費の増により、前年度比およそ9億9千万円(10.6%)の増となりました。

また、国民健康保険特別会計において、保険給付費および後期高齢者支援金などの増により前年度比およそ6億円(3.7%)の増となりました。

財政課

主な歳入について

項目	予算額(対前年比)(対前年増減額)
市税	272億9,968万円(2.0%減)(約5.4億円減)
普通交付税	16億円(33.3%増)(4億円増)
国庫支出金	72億8,508万円(6.0%減)(約4.7億円減)
繰入金	8億5,470万円(56.7%減)(約11.2億円減)
市債	23億8,100万円(1.3%増)(約0.3億円増)

主な歳出について

項目	予算額(対前年比)(対前年増減額)
人件費	96億7,215万円(6.4%減)(約6.6億円減)
扶助費	151億5,712万円(7.7%増)(約10.8億円増)
普通建設事業費	10億5,852万円(66.5%減)(約21億円減)
繰出金	79億8,186万円(6.7%増)(約5億円増)

(1面からの続き)

安全で安心して暮らせるまち

災害に備えた施設などの耐震化の促進

- 主要幹線道路沿いの建築物の耐震化の実施
 - 災害に備えた公共施設の耐震化への取り組み
- 災害などに対して不安なく暮らせるまちづくり

- 東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直し
- 災害に備えた自主防災力の向上



地域の魅力を生かした活力あるまち

ものづくりのまち「工業都市・日野」の再生

- (仮称)工業振興条例の策定
- 都市と農業が共生するまちづくり

- 東光寺上地区での(仮称)ファーマーズセンターの開設

市内商業の活性化

- 大型商業施設進出に伴う市全体の商業活性化に向けた取り組み



▼**支払い方法**
年金天引き(特別徴収)と納付書支払いまたは口座振替払い(普通徴収)があります。また、納付書支払いと年金天引きの両方で支払う場合があります。年金天引きの方：4月から新たに年金天引きが開始された方、2月に年金天引きとなっている方が対象です。ただし、保険料の変更などにより9月から納付書払いに変わる場合があります。また、年金天引きから口座振替に変更することができま

▼**保険料の軽減**
均等割額の軽減：同一世帯の加入者および世帯主の総所得金額などにより8.5割(うち同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない場合、9割軽減)・5割・2割の軽減が適用されます(表2参照)。
所得割額の軽減：加入者の「旧ただし書き所得」が58万円までの方は、所得割額が軽減されます(表3参照)。

▼**後期高齢者医療制度の概要**
個人単位で計算します。定額で負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です(表1参照)。
▼**保険料率の変更について**
保険料率(均等割額・所得割率)は、後期高齢者医療制度を運営する東京都後期高齢者医療広域連合における2年ごとの見直しにより、平成24年度から次のように変更されました。なお、保険料率増加の主な要因は、一人当たりの医療給付費(医療費)の増加などによるものです。
均等割率：4万100円(平成22年度は3万7千800円)
所得割率：8・19%(同7・18%)

▼**後期高齢者医療制度**
平成24年度の保険料の概要

●●●幼児の日 参加者募集●●●

日 園 園 下 表 の と お り ※ 年 間 登 録 制 で 月 1 ~ 3 回 程 度 活 動 。 申 し 込 み は 1 館 の み 乳 幼 児 と 保 護 者 あ さ ひ が お か 児 童 館 、 た ま だ い ら 児 童 館 は 申 し 込 み 時 に は が き を 持 参 4 月 5 日 (木) ~ 7 日 (土) 午 前 9 時 30 分 ~ 午 後 6 時 に 各 児 童 館 ※ た ま だ い ら 児 童 館 と み な み だ い ら 児 童 館 は 午 後 7 時 まで 。 2 ・ 3 歳 児 は 可 能 だ け お 近 く の 児 童 館 へ 申 し 込 み を 。 み さ わ 児 童 館 は 電 子 申 請 可

児童館	日時	対象(定員)
ひの児童館 ☎581-7675	水曜日(月1・2回) 10:15~11:00	1歳児(先着24組程度)
	木曜日(月2・3回) 10:00~11:00	2・3歳児(先着30組程度)
あさひがおか児童館 ☎583-4346	水曜日(月1・2回) 10:00~11:00	2歳児2クラス(各クラス42組程度)
	木曜日(月2・3回) 10:00~11:00	3歳児(40組程度)
ひらやま児童館 ☎592-6811	水曜日(月2回程度) 10:00~11:00	3歳児(30組程度)
	木曜日(月2回程度) 10:00~11:00	2歳児(40組程度)
もぐさだいら児童館 ☎591-7001	木曜日(月1~3回) 10:10~11:10	1~3歳合同2クラス(各クラス30組程度)
	木曜日(月1・2回) 10:30~11:30	1歳児(40組程度)
みさわ児童館 ☎591-3456	水曜日(月1・2回) 10:15~11:15	2・3歳児(40組程度)
	木曜日(月1・2回) 10:15~11:15	2・3歳児(40組程度)
	※2・3歳児については、どちらか希望曜日を選択	
しんめい児童館 ☎583-6588	木曜日(月1・2回) 10:30~11:30	2・3歳合同1クラス(先着30組)
まんがんじ児童館 ☎583-3309	水曜日(月1・2回) 10:00~11:00	2・3歳児(先着30組)
	木曜日(月1・2回) 10:00~11:00	2歳児(先着20組)
さかえまち児童館 ☎585-8281	木曜日(月2回程度) 10:00~11:00	1歳児2クラス(各クラス先着35組)
	木曜日(月2回程度) 10:00~11:00	2・3歳児(先着35組)
たまだいら児童館 ☎589-1253	火曜日(月1回) 10:30~11:30	0歳児(40組程度)
	木曜日(月1回) 10:30~11:30	1歳児2クラス(各クラス40組程度)
みなみだいら児童館 ☎599-0166	木曜・金曜日(2クラス・月1回) 10:30~11:30	1歳児(各クラス先着20組)
	水曜・木曜日(2クラス・月2回) 10:30~11:30	2歳児、3歳児(各クラス先着20組)

表1 後期高齢者医療保険料の計算式

$$\text{均等割額} = 40,100 \text{円 (世帯の所得により軽減あり)}$$

$$\text{所得割額} = \{ \text{総所得金額等} - 33 \text{万円 (基礎控除額)} \} \times 0.0819 \text{ (本人の所得により軽減あり)}$$

$$\text{年間保険料 (注2)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(注1) 下線部分を「旧ただし書き所得」と呼んでいます。
(注2) 限度額55万円。年度途中の場合は、月割で計算。100円未満の端数は切り捨て。

表2 均等割額の軽減

軽減割合	軽減後の均等割額	総所得金額等の合計額
9割	4,010円	総所得金額等の合計=33万円(基礎控除額)以下で、後期高齢者医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合
8.5割	6,015円	総所得金額等の合計=33万円(基礎控除額)以下の場合
5割	20,050円	総所得金額等の合計=33万円(基礎控除額) + (24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下の場合
2割	32,080円	総所得金額等の合計=33万円(基礎控除額) + (35万円×被保険者数)以下の場合

※公的年金所得がある方は、総所得金額などの合計額からさらに15万円が控除されます。

表3 所得割額の軽減

旧ただし書き所得(公的年金収入の場合)	所得割額の軽減割合
15万円(公的年金収入168万円)まで	所得割額を全額減額
20万円(公的年金収入173万円)まで	所得割額を75%(3/4)減額
58万円(公的年金収入211万円)まで	所得割額を50%(1/2)減額

「旧ただし書き所得」とは、総所得金額等から33万円(基礎控除額)を引いた金額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

▼**これから後期高齢者医療制度に加入する方**
被保険者証(保険証)は、誕生日の前日までに簡易書留郵便で住所先へ送ります。保険料は、誕生日の属する月から発生します。4~6月に75歳になる方へは、7月に保険料決定通知書・納入通知書を郵送します。また、7月以降75歳になる方へは、誕生日の属する月の翌月に保険料決定通知書・納入通知書を郵送します。いずれも保険料課高年齢者医療係